

新入社員必見 健康保険料はどうやって決まるの？

入社して1カ月。給与明細をチェックしてみましょう 

就職した時

- 資格取得した時は初任給や交通費をもとに「標準報酬月額」を決定します。
- 標準報酬月額と保険料の一覧表は健保組合のホームページで確認できます。



その後は

【定時決定 (1回/年)】

- 毎年4～6月に支払われる給料をもとに「標準報酬月額」を見直します。
例 給料が前月末締め翌月25日払いの場合 (3/1～3/31 締め・4/25 支払い)
→4/25・5/25・6/25の平均3カ月分で計算
- その年の9月～翌年8月まで使用します。



1年間に変更しないのですか？

【随時改定】

- 固定的賃金（基本給や役職手当等）に変動があり、従前と2等級以上の差が生じれば4カ月目に変更します。
- 非固定的賃金（残業代等）の増減だけでは変更されません。



上記で決定した「標準報酬月額」に料率を掛けます。

標準報酬月額	×	健康保険料率	100/1000	事業主	53.9/1000
				被保険者	46.1/1000
		介護保険料率(※)	18.2/1000	事業主	9.1/1000
				被保険者	9.1/1000

(※)被保険者が40歳～64歳の場合、あわせて徴収

標準報酬月額 20万円の場合

20万円 × 100/1000 = 20,000円/月	100/1000	事業主	10,780円
		被保険者	9,220円
20万円 × 18.2/1000 = 3,640円/月	18.2/1000	事業主	1,820円
		被保険者	1,820円

賞与の保険料はどう決まりますか？

- その月に支払われた「標準賞与額」から1,000円未満を切り捨てて、料率を掛けます。
1年間の標準賞与額の年度累計が573万円を超える部分には保険料はかかりません。

賞与

皆さまから徴収した保険料は、主に現役世代の方の医療費と高齢者の医療費へ納付金として支払われます。